

## 入札説明書

令和元年札幌市告示第 1760 号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1 告示日

令和 2 年 4 月 1 日（水曜日）

### 2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市保健福祉局保険医療部国保健康推進担当課特定健診担当係

電話 011-211-2887

### 3 入札に付する事項

#### (1) 役務の名称

特定健診・特定保健指導システム保守運用業務

#### (2) 調達案件の仕様等

「特定健診・特定保健指導システム保守運用業務仕様書」による。

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和 3 年 3 月 31 日まで

#### (4) 履行場所

指定しない。

#### (5) 入札方法

総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### 4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 30 年～32 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「役務（一般サービス業）」に登録されている者であること。

(3) 個人情報の取り扱いに関して、JISQ15001 規格に基づくプライバシーマーク

を取得している、又は情報セキュリティマネジメントシステム ISO/IEC27001 (JISQ27001) の認証を受けていること。

- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づき入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 政令指定都市において、過去 5 年間に於いて本業務と同様の業務について実績があること。
- (7) 仕様書等の内容を熟知し業務内容を理解した上で、本告示に示した役務の提供が十分可能であること。

## 5 入札書等の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
上記 2 に同じ。

- (2) 入札の日時及び場所

令和 2 年 4 月 13 日 (月曜日) 15 時 00 分

札幌市役所地下 1 階 4 号会議室 (札幌市中央区北 1 条西 2 丁目)

- (3) 入札書の提出方法

「入札書」にて作成し、上記(2)の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函すること。

送付による場合は、令和 2 年 4 月 10 日 (金) 17 時 00 分まで (必着) に、札幌市保健福祉局保険医療部国保健康推進担当課特定健診担当係に提出すること。その際、中封筒と外封筒の二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ封印し、外封筒に「特定健診・特定保健指導システム保守運用業務の入札書在中」の旨を記載 (朱書き) すること。

- (4) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

### ア 提出方法

書面による持参、送付又はファクシミリにより提出すること。

### イ 提出先及び提出期限

上記 2 の契約担当部局へ、上記 1 の告示の日から令和 2 年 4 月 9 日までの午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までの間で提出すること。

### ウ 回答書の閲覧

質問を受理した日の翌日以降、令和 2 年 4 月 10 日までの間で、上記 2 の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、局ホームページに掲載する。

- (5) 入札の無効

入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があつたとき

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時まで「委任状」を提出する必要がある。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札

ア 開札は、入札後直ちに上記5(2)の場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするとき、入札執行職員又はその補助者の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書及び入札権限に関する「委任状」を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。既に本市に提出した委任状に記載した代理人と異なる者が再入札を行う場合には、改めて委任状を提出すること。ただし、入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再入札を辞退したものとして扱う。

ただし、再入札をしても落札者がいないときは、入札をやめることがある。この場合、異議の申立てはできない。

なお、再度入札の回数は、原則として2回を上限とする。

(9) 入札辞退

入札を希望しない場合には、開札の完了に至るまでいつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合には、入札辞退届を提出すること。

なお、入札を辞退した場合でも、辞退を理由に以後の入札等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

## 6 落札者の決定方法

### (1) 落札者の決定

札幌市契規則第7条の規定の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札候補者として、落札保留のうえ下記(3)の審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

### (2) 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

### (3) 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、上記4に掲げる競争入札参加を有することを証する書類(別記「入札参加資格審査資料の提出について」参照)を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

### (4) 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記(3)の審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候補者として、上記(3)の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

### (5) 参加停止措置への対応

入札書及び技術提案書等の受領期限から落札者決定までの間に、札幌市競争入札参加資格者参加停止等措置要領に基づく参加停止の措置を受けた者は、落札者とししない。

### (6) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。  
ア 契約締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。

- イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき
- ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- エ その他入札に際し入札参加条件に欠けていたとき。

## 7 契約に関する事項

### (1) 契約書の作成

- ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則として5日後までに契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。
- イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

### (2) 契約条項

「契約書（案）」のとおり。

### (3) 契約保証金

#### 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

## 8 その他

### (1) 入札保証金

#### 免除

### (2) 入札にあたっての留意事項

入札者は、契約規則、入札告示、入札説明書及び仕様書その他の書類の内容について同意の上、入札を行うこととし、入札の執行又は落札者の決定に関し

て、賠償等の請求及びその他一切の異議申し立てを行うことができないものとする。

(3) 参加資格申請について

上記4(2)の後段に基づき、参加資格申請をし、その結果、参加資格がないと認められた場合には、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、その事由についての説明を書面により求めることができる。

入札参加資格審査資料の提出について

入札説明書 6 (3) の「入札参加資格の審査」に係る提出書類は次のとおり。

- 1 事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書
- 2 競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 契約実績調書
- 4 JISQ15001規格に基づくプライバシーマークを取得している、又は情報セキュリティマネジメントシステムISO/IEC27001 (JISQ27001) の認証を受けていることをしめす書類